

(運営規程の趣旨)

第1条 医療法人江隆会が開設する介護老人保健施設サングリーンやさとにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所という。」）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要支援状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 非常災害、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた具体的計画を策定し、利用者に対し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化推進を図ることを目的とし、必要な体制の整備（指針の整備、委員会の開催等）を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 4 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 5 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスが受けられるよう努める。
- 6 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 7 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 8 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事

業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設サングリーンやさと
通所リハビリテーション事業所 |
| (2) 開設年月日 | 平成8年9月26日 |
| (3) 所在地 | 茨城県石岡市小倉443-1 |
| (4) 電話番号 | 0299-43-3120 FAX番号 0299-43-3120 |
| (5) 管理者名 | 田中 淳介 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（0853980019号） |

（従業者の種類、員数）

第5条 当事業所の従業者の種類、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上 |
| (3) 理学療法士・看護師 | 1名以上 |
| (4) 介護職員 | 5名以上 |
| (5) 支援相談員 | 1名以上 |

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者である医師は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を一元的に行い、他職種と連携しつつ、自ら日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の健康管理を行うほか、病状観察、療養・介護方法の指導、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護の提供を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の状態観察、心理的問題の解決、送迎援助、リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく利用者への日常生活の支援を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村及び居宅支援事業所との連携を図る。

- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 正月（1月1日、2日、3日）を除く、毎週月曜日から土曜日までの5日間及び第3日曜日を営業日とする。
- (2) 午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は、午前8時30分から午後4時30分とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、要介護者、要支援者合わせて50人までとする。

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従事者が、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画を作成し、その内容に基づき、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事、排泄、入浴、その他適切なサービスを提供する。また、ご利用者の動作能力等に応じた適切な送迎サービスの支援を提供する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、おむつ代、区域外の場合は送迎費、他の費用等の利用料を、重要事項説明書に掲載する利用料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

石岡市、小美玉市、かすみがうら市、桜川市、筑西市

(サービス提供の留意事項)

第12条 通所リハビリーションの留意事項は次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、第 13 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- (2) 通所リハビリテーション従事者は、通所リハビリテーションの提供に当たっては懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (3) 通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通所リハビリテーション計画の作成)

- 第 13 条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従事者（以下「医師等の従事者」という。）は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 医師等の従事者は、上記の通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明、交付し同意を得るものとする。
 - 3 通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 4 通所リハビリテーション従事者はそれぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(身体の拘束等の適正化のための指針)

- 第 14 条 当事業所は、原則として利用者に対する身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、当事業所の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

- 第 15 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して

行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第16条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第17条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。
- (2) 施設、設備について故意による滅失、破損、汚損若しくは変更しないこととする。
- (3) 当事業所利用中は、特段の事情がない限り当事業所の提供する食事をおとり頂くこととする(食費は第10条に利用料として規定)。また、利用者の栄養状態を適切に管理することを目的とし、食事提供内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- (4) 喫煙に関しては、所定の場所でのみ可能とする。
- (5) 利用者の「営利営業、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。

(非常時災害対策)

第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時

必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に務める。

(業務継続計画の策定等)

第19条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、非常時の体制にて早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第21条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い自己の業務に専念する。服務にあたつては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第22条 当事業所職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第23条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人江隆会の就業規則を参照とする。

(職員の健康管理)

第24条 当施事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第25条 医薬品及び医療用具の管理を適正に行うとともに、施設、備品、提供する食事、飲用水等、衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 感染症が発生又はまん延しないよう、感染症及び食中毒発生防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
また、その体制整備の一環とした研修、訓練を定期的に開催する。
- 3 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その内容について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(守秘義務および個人情報の保護)

第26条 当事業所職員に対し、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことのないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規定の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについて、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない重要な事項については、医療法人江隆会介護老人保健施設サングリーンやさとの役員会において定めるものとする。

付則 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
平成 17 年 10 月 1 日より改定する。
平成 18 年 4 月 1 日より改定する。
平成 28 年 10 月 1 日より改定する。
平成 29 年 10 月 1 日より改定する。
平成 30 年 4 月 1 日より改定する。
令和 4 年 8 月 1 日より改定する。
令和 6 年 2 月 1 日より改定する。
令和 6 年 4 月 1 日より改定する。
令和 6 年 9 月 1 日より改定する。

運営規定

(令和 6 年 4 月 1 日改訂)

医療法人 江隆会
介護老人保健施設サングリーンやさと

通所リハビリテーション
(介護予防通所リハビリテーション)